



平成 30 年度

市政執行方針

名 寄 市

はじめに	1
市政推進の基本的な考え方	1
平成 30 年度の予算編成	2
“市民と行政との協働によるまちづくり”	3
・市民主体のまちづくりの推進	3
・人権尊重と男女共同参画社会の形成	6
・情報化の推進	7
・交流活動の推進	8
・広域行政の推進	9
・効率的な行政運営	10
・平和行政の推進	11
“市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり”	12
・健康の保持増進	12
・地域医療の充実	13
・子育て支援の推進	15
・地域福祉の推進	16
・高齢者施策の推進	16
・障がい者福祉の推進	17
・国民健康保険	18
“自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくり”	19
・環境との共生	19
・循環型社会の形成	19
・消防	20
・防災対策の充実	21
・交通安全	22
・生活安全	22
・消費生活の安定	23
・住宅の整備	24
・都市環境の整備	24
・上水道の整備	25
・下水道・個別排水の整備	26
・道路の整備	26
・地域公共交通	28
“地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまちづくり”	29
・農業・農村の振興	29
・森林保全と林業の振興	34
・商工業の振興	35
・雇用の安定	37
・観光の振興	38
“生きる力と豊かな文化を育むまちづくり”	39
・幼児教育の充実	39
・大学教育の充実	39
・生涯スポーツの振興	41

平成 30 年第 2 回名寄市議会定例会の開会にあたり、市政執行への私の基本的な考え方を申し上げ、議員各位をはじめ、市民の皆様のご理解とご協力をいただきたいと思います。

はじめに

私は、このたびの選挙で無投票という結果で引き続き市政を担わせていただくこととなりました。

市長就任以来、民間出身としての視点や発想、人脈、そして行動力を活かしたトップセールスと市民との協働により、地域の財産を磨き、市内外への情報発信に努めるとともに、市民の満足度の向上、明るく元気なまちづくりに向けて、全力を傾けてまいりました。

今後においても、総合計画を政策の基本としながら、市民が主体のまちづくりを進めてまいりたいと考えています。

市政推進の基本的な考え方

さて、我が国においては、人口減少や高齢化の進展により社会保障関連経費は引き続き増加すると見込まれる中、平成 30 年度の地方財政計画では、地方交付税において出口ベースで前年度比マイナス 2

パーセント、3,213億円の減少としており、地方自治体の財政は今後も厳しい状況が続くものと想定されるところです。

このような情勢のもと、先の第1回臨時会における所信表明において、総合計画の基本理念である「人づくり」「暮らしづくり」「元気づくり」の三つの理念を基本とし、市政の発展に全力を傾注してまいりたいとお話させていただきました。

人口減少、少子高齢化が押し寄せる厳しい時代を乗り越えていくため、私は、将来を見据えて、健全な財政運営を基調に、基礎自治体として調和のあるまちづくりを進めるため、総合計画を政策の基本としながら、効果的、効率的な市政運営に努めるとともに、魅力あるこの地域が発展していけるよう、議員各位をはじめ、多くの市民の皆様とともにまちづくりを進めてまいりたいと考えていますので、一層のご理解とご協力を賜われますようお願い申し上げます。

平成30年度の予算編成

次に、平成30年度の予算編成について申し上げます。

本市の平成30年度各会計予算は、4月に市長選挙を控えていたことから骨格予算として編成しましたが、名寄市総合計画（第2次）

の将来像の実現に向けて、継続事業を中心とした様々な事業を盛り込みました。

一般会計の予算総額は、当初予算額に、本定例会に提案している肉付^{にくづけ}予算など 1 億 7,659 万 9,000 円を加え、213 億 4,272 万 3,000 円となりました。

主な事業では、小規模保育施設整備事業補助金、産婦健康診査・産後ケア事業、なよろ温泉整備に係る基本設計委託料、西 1 条通路改良舗装事業、スポーツセンタートイレ改修工事などを予定しています。

なお、肉付予算の財源として公共施設整備基金を 2 億 430 万円繰入れするとともに、財政調整基金を 2,168 万 8,000 円繰入れし、収支の調整を図りました。

引き続き、限られた財源を有効活用し、行財政改革に取り組むとともに、財政規律を遵守し、健全な財政運営に努めてまいります。

“市民と行政との協働によるまちづくり”

市民主体のまちづくりの推進

次に、市民主体のまちづくりの推進について申し上げます。

市民主体のまちづくりを推進するため、まちづくりの理念や基本ルールを示した「名寄市自治基本条例」に基づき、市民と行政との情報共有や市民参画などを通じた協働のまちづくりを進めてまいります。

また、住民参加制度の一つである「名寄市パブリック・コメント手続条例」に基づき、市民・議会・行政が連携・協力しながら「市民主体のまちづくり」を推進してまいります。

次に、名寄市総合計画（第2次）中期計画策定について申し上げます。

中期計画の策定に当たっては、学識経験者や市内関係団体の代表者、公募委員など市民で構成する名寄市総合計画審議会に対して、4月26日に諮問を行い、審議を重ねていただいているところです。

引き続き、この審議会での議論に加え、機会を捉えて様々な市民参加の場を設け、広く市民の声を取り入れながら、基本構想で掲げた理念・将来像の実現に向け、計画の策定を進めてまいります。

また、「名寄の冬を楽しく暮らす条例」の理念をまちづくりに反映させていくため、名寄市利雪親雪推進市民委員会との連携を図り、

地域における利雪・親雪の取組を推進するとともに、なよろ冬カレンダーの配布などを通じて意識啓発及び取組の周知を図ってまいります。

次に、地方創生について申し上げます。

「名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の着実な推進に向け、国の交付金を活用した、官民が連携して冬季スポーツの拠点化を図り交流人口の拡大を目指す「冬季スポーツ拠点化推進プロジェクト」や、この地域に不足する専門職を確保するため、名寄市立大学において人材育成を図ってまいります。また、卒業生の地元定着化、専門職の定着化・復職支援、リカレント教育を充実させ、地域のケア力^{りょく}の底上げを図る「名寄市立大学を活用した地域のケア力^{りょく}向上プロジェクト」などを深化してまいります。

次に、コミュニティ活動の推進について申し上げます。

市民にとって最も身近な自治組織である町内会については、自治意識と地域の連帯感を高める啓発活動を推進するとともに、町内会の活動や活動拠点となる会館の整備について積極的な支援を継続し

てまいります。

また、町内会相互の連携を図るため、町内会連合会に対する支援も継続してまいります。

さらに、地域の住民が住民相互、各団体、行政などと協働して地域づくりを担うことを目的に組織された地域連絡協議会については、地域コミュニティとして地域の特性を生かしたまちづくりを推進してまいります。

次に、広報広聴について申し上げます。

広報なよろは、本年 3 月からスマートフォン用アプリである「マチイロ」を活用し、幅広く閲覧していただける環境を整えたところ
です。

今後も市民の皆様が、より手軽に広報なよろを楽しんでいただけるよう研究してまいります。

人権尊重と男女共同参画社会の形成

次に、人権尊重と男女共同参画社会の形成について申し上げます。

いじめや体罰、児童虐待など子どもに関する人権問題、インター

ネット上の誹謗中傷、プライバシーの侵害などに加え、特定の民族や災害などの避難者に対する差別や偏見を背景とした重篤な事案が社会的な関心を集めています。市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を認識し、相手の気持ちを考え、人権に配慮した行動をとることができるよう、教育機関や企業など各層に対する啓発活動や相談事業を人権擁護委員協議会や関係機関と連携を図りながら推進してまいります。

男女共同参画社会の形成については、昨年 3 月に策定した「第 2 次名寄市男女共同参画推進計画」を実効性のあるものとするため、市民をはじめ、各種団体や企業、各関係機関と連携し、女性セミナーや推進事業者等表彰など、計画に掲げた数値目標達成に向け、取組を進めてまいります。

情報化の推進

次に、情報化の推進について申し上げます。

各種情報システムを安定的に運用し、市民の利便性の向上や業務の効率化を進めていくため、情報システム機器の計画的な更新を行いシステムの安定稼働に努めてまいりました。

本年度は、翌年度にサポート期間が終了する財務会計システムの更新を予定しており、今後も計画的な更新などを行い、各種システムの安定稼働と機能向上に努めてまいります。

交流活動の推進

次に、交流活動の推進について申し上げます。

国内交流については、山形県鶴岡市及び東京都杉並区との交流がさらに深まるよう、市内小学生による鶴岡市での剣道を通じた交流をはじめとする様々な交流活動を支援してまいります。

ふるさと会については、本市の情報提供や会員拡大への支援などを通じて活動の充実が図られるよう支援してまいります。

国際交流については、カナダ国カワーサレイクス市リンゼイ及びロシア連邦ドーリンスク市との友好の絆がさらに深まるよう、両地域への市民訪問団の派遣をはじめとする様々な交流活動を支援してまいります。

さらに、台湾との交流については、交流の推進体制を名寄日台親善協会に一本化し、これまで行ってきた台湾への市内中学生の派遣や教育旅行の受入を行うほか、交流の可能性を広げることができる

よう取組を進めてまいります。

次に、交流居住の推進について申し上げます。

交流居住の推進については、名寄地区の市街地に「名寄まちなかお試し移住住宅」を1棟整備しており、本年度新たに1棟を加えました。移住を希望するより多くの方々に本市の住みよさを実感してもらえるよう、今後とも、本市の魅力情報を様々な機会、媒体を活用し発信しながら、道内外からより多くの方に本市を訪れていただけるよう取組を進めてまいります。

広域行政の推進

次に、広域行政の推進について申し上げます。

北海道では、北海道命名から150年となる本年、8月に実施する記念事業をはじめとする様々な取組を進めています。

11市町村で構成する「テッシ・オ・ペツ賑わい創出協議会」においては、天塩川周辺地域が北海道の命名者とされる「松浦武四郎」とのゆかりが深いことに加え、出身地である三重県松阪市と連携して事業を進めてきていることから、北海道とも連携を図り、地域独自

の記念事業の開催に向け取り組んでいるところです。

引き続き、北海道遺産である天塩川を軸とした地域連携をおこない、この地域とその魅力を内外に情報発信しながら交流人口の拡大に努めてまいります。

次に、定住自立圏について申し上げます。

本市は定住自立圏構想に基づく北・北海道中央圏域の中心市として、新たな広域連携事業の研究などを進めるとともに、構成市町村との連携を強化し、定住自立圏共生ビジョンの着実な推進を図ってまいります。

効率的な行政運営

次に、効率的な行政運営について申し上げます。

昨年4月に平成29年度から38年度までを計画期間とする「第2次名寄市行財政改革推進基本計画」を策定し、初年度が終了しました。

今後も、本計画に掲げた「効率的で質の高い行政運営の推進」、「持続可能な財政運営の推進」、「市民と協働の行政運営の推進」の3つ

の基本方針に基づき、効率的な行政運営に取り組んでまいります。

また、公共施設の使用料について見直しを行い、本年 4 月から新たな使用料制度の適用を開始しました。各施設や地区において共通の基準により使用料を算出するとともに、使用料の減免基準についても統一を図ったものであり、引き続き新たな制度について市民周知を行ってまいります。

さらに、組織のスリム化や急激な世代交代により、職員の人材育成やノウハウの継承について引き続き取り組む必要があることから、「新・名寄市人材育成基本方針」に基づき、職員研修の充実や適正な人事管理を行うとともに、本年度も地域活性化センター及び姉妹都市の山形県鶴岡市へ職員派遣を実施し、人材の育成に努めてまいります。

平和行政の推進

次に、平和行政の推進について申し上げます。

本市は平成 19 年 3 月に制定した「非核平和都市宣言」の趣旨にのっとり、これまで平和^{くびちょう}首長会議や日本非核宣言自治体協議会への加盟をはじめ、各種事業の実施や民間団体などが行う事業との連携な

などを図り、昨年度はこれまで取り組んできた事業の内容や資料などを、市ホームページに掲載し、積極的に情報発信を行うことで、恒久平和を念願し平和の尊さを市民と共有してきました。

今後も核兵器の廃絶や恒久平和の実現を全市民共通の願いとして、様々な平和推進事業に取り組んでまいります。

“市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり”

健康の保持増進

次に、健康の保持増進について申し上げます。

健康づくりの推進については、名寄市健康増進計画「健康なよろ21（第2次）」に基づき、特定健診や各種がん検診の受診率向上を図り、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、乳幼児期から高齢期まで生涯を通じた健康づくりを推進することで、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指してまいります。

また、「なよろ健康マイレージ事業」については、市民の主体的な健康づくりを促進するための事業として継続し、若い世代からの健康に対する関心や健康づくりへの意欲を高める施策として取り組んでまいります。

母子保健事業については、新たに「産婦健康診査及び産後ケア事業」の開始に向けた準備を進めるとともに、平成29年度から開始した「名寄市特定不妊治療費助成事業」を引き続き実施し、子どもが健やかに生まれ育ち、安心して子育てができるよう、妊娠・出産期からの切れ目ない支援体制の充実を図ってまいります。

感染症対策については、感染症予防に関する正しい知識の普及啓発や予防接種の充実を図るとともに、国・道との連携により感染症に対する迅速な情報提供などに努めてまいります。

地域医療の充実

次に、地域医療の充実について申し上げます。

病院事業については、本年度から地方公営企業法の全部適用移行により、病院事業管理者として和泉裕一院長が就任しました。

北海道医療計画に定める地域医療構想に沿って、市立総合病院を中心として主に救急医療及び高度急性期・急性期医療を担うことにより、市民はもとより圏域住民が安心して適切な医療が受けられるよう、今後も診療体制や経営基盤の整備拡充に努めてまいります。

市立総合病院の診療体制については、北海道医師養成確保修学資

金貸付制度による地域枠の医師をはじめ、新たな総合内科専門医プログラムに登録された医師の配置などにより、過去最大となる医師総数 74 人の充実した診療体制を確保することができました。

経営面については、本年度の D P C 機能評価係数は 1.4228 と高い評価を受けました。その中でも、急性期病院の指標ともいわれる医療機能係数Ⅱは、北海道内で 83 の D P C 標準群病院の中で第 1 位(全国 17 位)となり、これまでの地域医療への取組が適切に評価されたものと受け止めています。

本年度の診療報酬マイナス改定により病院経営が大変厳しい状況にありますが、医事課に診療情報管理士を配置することで D P C コーディングを強化し、診療報酬を確保するなどの収益安定化に努めるとともに、急性期病院としての医療の効率化・標準化とともに医療の質の向上を図ってまいります。

今後とも、道北第 3 次保健医療福祉圏の地方センター病院として、医療スタッフの人材確保に努めるとともに、圏域内の限られた医療資源を最大限に活用して、引き続き地域の病院や診療所と連携し、診療・看護体制の充実を図ってまいります。

子育て支援の推進

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

さらなる子育て支援の促進を図るため、子育て支援活動を実施する団体への補助事業を開始し、子育て環境の向上に努めてまいりました。

認可外保育園の認可化移行に向けた支援事業については、利用者の負担軽減と認可化移行までの安定した保育園経営を図るため、保育料の平準化と併せて運営費の補助を実施してまいります。

待機児童解消と保育士などの確保については「待機児童解消緊急対策事業」として「名寄市保育士等奨学金返還支援助成事業」「名寄市保育士等就職支援給付事業」「名寄市保育士等宿舍借り上げ支援補助事業」を実施し、幼児教育・保育体制の充実に努めてまいります。

平成 27 年度からスタートした「名寄市子ども・子育て支援事業計画」については、平成 32 年度から 36 年度までを計画期間とする次期計画策定に向けアンケート調査を実施し、地域の子育てニーズを踏まえた計画策定に努めてまいります。

障がい児福祉の充実にについては「名寄市こども発達支援センター」において、発達の遅れや障がいのある児童とその家族が身近な地域

で適切な計画相談や支援が受けられる体制を充実してまいります。

また、児童虐待などについては、子どもや家庭を総合的に支援する体制の検討を進め、個々のケースに応じて関係機関と連携を図り、迅速かつ丁寧な対応に努めてまいります。

地域福祉の推進

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

地域福祉の推進については、第2期名寄市地域福祉計画に基づき、子ども、高齢者、障がい者など、全ての市民が安心して健やかに暮らしていくことができる「自立と共生」の地域社会づくりを進めてまいります。

高齢者施策の推進

次に、高齢者施策の推進について申し上げます。

本年度は「名寄市第7期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画」の初年度にあたることから、計画に基づく事業の推進を図るとともに、高齢者の方々が住み慣れた地域において自分らしい生活が続けることができるよう、地域包括ケアシステムの深化と推進に

向け取組を進めてまいります。

「名寄市介護予防・生活支援サービス事業」については、地域における「通いの場」の拡充と生活支援サービスの拡充に向け、名寄市生活支援等サービスネットワーク会議での検討を継続してまいります。

認知症施策の推進については、地域や職域において認知症の方と家族を支える認知症サポーターの養成に向けた養成講座を引き続き実施してまいります。

また、「認知症カフェ」の定期開催のほか、本年度から「認知症初期集中支援チーム」の配置により、早期に認知症診断が行われ、速やかに適切な医療・介護などが受けられるよう初期対応の体制を構築してまいります。

喫緊の課題である介護職員の定着・確保については、介護職員初任者研修受講費用の助成、資格保持者に対する就職支度金の助成を継続し、引き続き対策事業に取り組んでまいります。

障がい者福祉の推進

次に、障がい者福祉の推進について申し上げます。

本年度からスタートする「第3次名寄市障がい者福祉計画」「第5期名寄市障がい福祉実施計画」に基づき、住み慣れた地域で安心して生活を営むことのできる「自立と共生の地域社会づくり」を目指し、各種事業を取り組んでまいります。

「第5期名寄市障がい福祉実施計画」については、第4期計画の検証を踏まえ、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービスの提供体制の確保と業務の円滑な実施に向け、関係福祉団体などと協働した事業の推進に努めてまいります。

また、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいなどの相談に関する業務をワンストップで総合的に行ない、中核的な役割を担う基幹相談支援センター事業「ぽっけ」を充足し、障がいのある方々が生活しやすい環境づくりに努めてまいります。

国民健康保険

次に、国民健康保険について申し上げます。

平成30年度から国民健康保険の都道府県単位化が始まり、都道府県が財政運営の責任主体となって安定的な財政運営や効率的な事業運営を図ることになりました。

本年度から市町村は北海道が示す納付金を納めることとなりますが、納付金を納めるために必要な保険税額が現行の保険税率では賄えない状況となっています。このため、今後の安定的な運営と低所得者層への負担を抑えた税率の実現に向けて協議を進めてまいります。

“自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくり”

環境との共生

次に、環境との共生について申し上げます。

霊園、墓地、火葬場などの施設は、定期的な点検と合わせて日常的な管理や計画的な修繕などを行いながら運営をしております。

自然環境と調和した景観に配慮するとともに、利用者が快適で安らぎを感じる環境空間となるよう施設の適切な管理と周辺整備を進めてまいります。

循環型社会の形成

次に、循環型社会の形成について申し上げます。

環境への負荷が少ない循環型社会の形成の実現には、市民や事業

者が自らごみの発生抑制と減量や資源化を図ることが重要となります。今後も再生資源集団回収事業、段ボールコンポストの普及、古着や廃食用油の拠点回収のほか、使用済み小型家電回収の推進や適正な分別排出に向けた周知活動に取り組んでまいります。

本年 4 月に供用開始となった広域最終処分場については、名寄地区衛生施設事務組合や構成自治体と情報共有を図りながら適切な施設運営に取り組んでまいります。

また、同様な広域施設の炭化センターについては、設備の老朽化が進んでいることから、リサイクル施設や関連施設整備も含めた今後のごみ処理関連施設のあり方について関係機関と検討してまいります。

消防

次に、消防について申し上げます。

近年、消防行政を取り巻く環境は著しく変化しており、大規模化、複雑化する各種災害に的確に対応し、市民の安全安心を守るために消防力の充実と組織体制のさらなる強化を図ってまいります。

具体的には専門化、高度化している救急業務に対応する救急隊員

の資質向上を図り、ドクターヘリやドクターカー、医療機関と連携した出動体制を構築してまいります。

消防施設及び装備の整備については、老朽化した消防車両の更新や資機材の充実など計画的に取り組んでまいります。

防火対策の推進については、住宅用火災警報器の設置及び維持管理に関する広報活動を展開し、住宅火災による死傷者を発生させないよう市民の防火意識の高揚を図ってまいります。

防災対策の充実

次に、防災対策の充実について申し上げます。

近年、激化する自然災害に対する防災対策については、「減災」の考え方に基づき、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を推進するとともに、関係機関と連携した防災活動を推進してまいります。

さらに、自助及び地域の共助力の向上を柱とした取組から、住民の防災意識の高揚を図り、自主防災組織の設立や防災リーダーの育成に努めてまいります。

また、南相馬市児童の受入事業については、「防災」と「科学」をテーマとした「復興元気事業」として実施してまいります。

交通安全

次に、交通安全対策について申し上げます。

昨年 4 月の事故により 1 人の尊い命が犠牲となりました。痛ましい事故の再発防止に向け、関係機関・団体などと連携を密にしながら、交通安全ルールの遵守と思いやりのある交通マナーの実践が行われるよう交通安全の意識高揚を図ってまいります。

また、幼児や児童、高齢者を対象とした交通安全教室の参加促進、高齢者への夜光反射材の配布など、交通事故の根絶に向け市民一丸となった運動が展開できるよう周知啓発活動に取り組んでまいります。

生活安全

次に、生活安全対策について申し上げます。

犯罪のない安全で安心な地域づくりを目指し、地域住民や関係機関・団体と、犯罪防止に向け情報の共有化を図り、防犯対策や防犯意識の高揚を図ります。

また、近年増加傾向にある空家の対策については、名寄市空家等

対策計画に基づき、所有者自らが適切に管理をするといった認識を深めていただくための啓発活動や名寄市空家バンクの利活用を図ってまいります。合わせて、市内全域の空家の実態把握に努め、適正管理の促進や情報提供、助言を行う相談体制の整備を検討するとともに、関係部署や空家等対策協議会と協議を行いながら対応を図ってまいります。

消費生活の安定

次に、消費生活の安定について申し上げます。

高度情報通信社会の進展や、経済社会のグローバル化などにより商品やサービスの多様化・複雑化が進み、消費者を取りまく環境は大きく変化しています。また、これに伴い消費者トラブルが多発していることに加え、主に高齢者を狙った特殊詐欺や架空請求詐欺の発生が増えています。

このような消費者被害を未然に防止するため、情報提供を幅広く行い、関係機関や団体などと連携しながら啓発活動を実施してまいります。

今後も市民の皆様の利益が守られ、安心して消費生活を営むこと

ができるよう、相談業務をはじめとする消費生活センターの機能を生かした施策を進めてまいります。

住宅の整備

次に、住宅の整備について申し上げます。

公営住宅の整備については、「名寄市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、北斗団地 1 棟 12 戸の建設工事に加え、新北斗団地 2 棟 8 戸の改善工事と風舞団地 1 棟 8 戸の改修工事を継続して実施するほか、新たに緑丘第 1 団地の改修実施設計を行い、住宅ストックの適正管理を推進するとともに居住環境の向上を図ってまいります。

また、民間住宅の整備については、地震から生命と財産を守り、安全性の向上を促進するため、戸建て住宅などにおける「耐震診断及び耐震改修補助事業」を引き続き実施してまいります。

都市環境の整備

次に、都市環境の整備について申し上げます。

平成 18 年 3 月に、都市計画区域内において市民と行政が一体となってまちづくりを進めていくための基本方針として、名寄市都市計

画マスタープランを策定しました。概ね 20 年後の平成 38 年を目標期間と定めながら、概ね 10 年経過後に見直し予定としており、この度、中間見直しを実施することとしました。

併せて、本マスタープランの高度化版である都市機能や居住誘導などの適正配置を示す立地適正化計画の策定を、平成 30 年度から 2 カ年かけて行い、「公共施設の集約と複合化」「事業の選択と集中」並びに「都市機能の緩やかな集約」など、20 年後や 30 年後の本市の都市構造に合致し、公共交通のネットワークとも絡めた持続可能なコンパクトなまちづくりとなるよう進めてまいります。

次に、都市公園については「名寄南公園」や「大橋公園」のほか 3 公園について、長寿命化計画に基づき老朽化した遊具などの改修を行い、安全安心な遊び場や憩いの場を確保してまいります。

上水道の整備

次に、水道の整備について申し上げます。

安全安心な水道水を安定供給するために、老朽管更新事業として 8 路線を更新するほか、配水管網整備事業については、2 路線を整備してまいります。

また、給水区域内の漏水調査と配水管洗浄作業を継続して実施してまいります。

下水道・個別排水の整備

次に、下水道・個別排水の整備について申し上げます。

下水道事業については、平成 32 年度から地方公営企業会計へ移行する準備のため、本年度は資産調査及び整理、システム整備を進めてまいります。

昨年度から 2 カ年で策定している公共下水道ストックマネジメント計画については、本年度は調査点検の実施と改築更新計画の策定を進めてまいります。

また、下水道汚水管渠については、長寿命化計画に基づき、管渠更生工事を計画的に実施し、効率的な維持管理に努めてまいります。

個別排水処理施設整備事業については、農村部における快適な生活環境向上のため、10 基の合併浄化槽の設置工事を予定しています。

道路の整備

次に、道路の整備について申し上げます。

継続路線では、西 4 条仲通をはじめ北 1 丁目通及び南 3 丁目通の 3 路線の整備を行うとともに、新規路線では、凍上による道路の損傷や凹凸おうとつが著しく、市民から改修要望の多い西 1 条通の再整備と北西 9 条右仲通の 2 路線の改良舗装工事、また舗装路面の老朽化が進む幹線道路の 2 次改築として、風連大沼線の舗装改築工事に着手し、安全で円滑な交通の確保に努めてまいります。

橋梁については、長寿命化計画に基づき平成 36 年度までの 10 年間で修繕を計画している 26 橋のうち、「二十一線橋ばし」をはじめ 4 橋の修繕工事を実施するほか、実施設計及び近接目視点検を行い、利用者の安全安心の確保と快適な道路サービスの提供に努めてまいります。

次に、市道の除排雪について申し上げます。

本年度の除排雪対策については、除雪延長約 440 キロメートル、排雪延長約 150 キロメートルの実施を予定しており、本年度についても安全で安心できる快適な道路空間及び生活空間の確保に努めてまいります。

また、しっかりとした除排雪体制の確立、効率的でかつ効果的な

作業体制を委託業者や道路センター職員との連携により、積み上げ除雪の実施や車道幅員の確保、交差点のカット排雪など道路空間の見通し確保を図ってまいります。

本年度も引き続き、排雪ダンプ助成事業や市道及び私道^{わたくしどう}除排雪助成事業の実施や、昨年度に取得した雪堆積場の敷地整備を図り、名寄地区西エリアの新たな市民雪堆積場として供用してまいります。

また、実施 2 年目となる町内会連携事業「レンタル&ゴー事業」の推進に向け、町内会と連携協力を図りながら、市民の満足度が高まるよう、市民との協働による除排雪事業を進めてまいります。

地域公共交通

次に、地域公共交通について申し上げます。

鉄道については、本年 3 月に北海道が北海道交通政策総合指針を策定し、公表された内容では、宗谷本線は国土形成や北海道の骨格を構成する幹線交通ネットワークと位置づけられ、重要性のある路線と確認されています。引き続き関係団体と連携し、J R 北海道の最大限の自助努力を前提に国の実効性ある支援を求めつつ、北海道とともに、持続的な鉄道網の確立に向けて取り組んでまいります。

バス路線については、郊外におけるバス利用者が減少傾向にあることから、「風連御料線」では運行形態の見直しに向け、昨年度デマンドバス実証運行を実施してまいりました。今後は実証結果の分析と最終的な課題の整理を行い、既にデマンドバス運行をしている下多寄線同様、「風連御料線」についてもデマンドバス化を図ってまいります。さらに名寄市地域公共交通活性化協議会において、本市の公共交通の課題を整理し、今後の公共交通の考え方を示す地域公共交通網形成計画の策定に取り組み、利用しやすく効率的な公共交通の確保と、多様な交通手段の可能性も含めた調査・検討を行ってまいります。

“地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまちづくり”

農業・農村の振興

次に、農業・農村の振興について申し上げます。

はじめに基盤整備について、国営事業では、御料ダム、風連ダム、日進頭首工、^{とうしゅこう}導水幹線用水路^{どうすい}の施設補修が引き続き平成 33 年度まで計画されています。

道営事業では、水利施設整備として、天塩川第 5 支線地区が継続

のほか、新規地区として名寄幹線地区が採択され、幹線用水路の長寿命化対策が実施されます。

農地整備では、名寄東地区が本年度をもって完了しますが、「風連東第1地区」「第2地区」「第3地区」が継続するほか、新規に「ちえぶん地区」が採択され、区画整理、^{あんきよ}暗渠排水、^{ようはい}用排水路などが整備されます。

市単独事業では、中名寄9線沢道路改良・^{ぼうじん}防塵処理工事により農道整備を実施してまいります。

次に、農業振興センター事業について申し上げます。

農業振興センターではICTなどの新たな栽培技術の導入試験、振興作物における新品種の栽培試験のほか、農業者の皆様への情報提供や技術普及などについて積極的に取り組んでまいります。

また、薬用植物振興については、カノコソウをはじめ名寄市薬用植物研究会や薬用植物資源研究センターなどと連携し取り組んでまいります。

次に、畜産の振興について申し上げます。

畜産振興については、T P P や日欧E P Aに対応すべく、国の畜産クラスター事業などを活用し、規模拡大による効率化と収益性の拡大を図るとともに、農業者の負担軽減と飼養規模の拡大に対応するため、市営牧場の施設整備に取り組んでまいります。

また、農業者ニーズの高い哺育・育成センターについては、意向を確認しながら、引き続き、J A や関係機関と連携し検討を進めてまいります。

次に、多様で持続可能な農業経営の促進について申し上げます。

多様で持続可能な農業経営の促進における労働力確保対策については、市立大学生を対象とした農作業従事を試験的に取り組み、働く側と雇用する側、両者の条件整備やマッチング支援など課題整理を進めてまいります。

また、地域農業への貢献や雇用確保が期待される法人化については、経営モデルを示すなど具体的な研修機会を設け推進してまいります。

次に、農福連携の取組について申し上げます。

農福連携の取組については、福祉事業者と農業者との相互理解を深められるよう関係機関・団体などのネットワークづくりを進めてまいります。

次に、農業の担い手の育成と確保について申し上げます。

新規就農者の早期経営安定及び後継者の経営継承に向け、JAと協調して支援を行うとともに、関係機関・団体を構成する新規就農者支援チームによる巡回指導及び営農支援に取り組んでまいります。

また、農業に関する豊かな知識と経験を有する集落支援員を新たに配置し、農業研修や農業体験を含めた支援体制を強化するとともに、地域おこし協力隊の農業支援員募集をはじめ昨年から実施している農業体験実習事業も併せて周知を図ってまいります。

第三者経営継承については、離農予定者や後継者のいない農家の居抜きによる移譲希望の把握を行い、継承希望者とのマッチングに向け準備を進めてまいります。

また、農村女性の活躍については、農業に関する知識や技術修得のための研修会参加やグループ活動の活性化に向けた支援に取り組んでまいります。

次に、人と自然にやさしい農業の推進について申し上げます。

安全・安心な農畜産物の生産については、第三者認証による生産工程管理制度、いわゆるGAPが消費者から注目されていることから、制度の理解に向けて研修会の開催などに取り組んでまいります。

次に、有害鳥獣対策について申し上げます。

有害鳥獣対策については、名寄市有害鳥獣農業被害防止対策協議会を中心として、エゾシカ対策では引き続き捕獲実施時期を早め被害防止に取り組むとともに、アライグマ対策については、捕獲技術の指導や情報提供に加え、各地域で防除員の組織化を推進するなど、地域一体となった捕獲体制の構築を目指してまいります。

ヒグマ対策については、市民への注意喚起はもとより、関係機関・団体と連携のもと、生態や対応策に関する情報提供に努めるとともに、電気柵の設置など人里にヒグマを寄せ付けない方策の普及啓発や巡回パトロールの実施、出没箇所への看板設置など予防と安全対策を強化してまいります。

次に、農業・農村への市民の理解について申し上げます。

食育推進については、新たに策定した第3次名寄市食育推進計画を基本に取り組んでまいります。また、地産地消やブランド化の推進については、本年度なよろ産業まつりが40回目の節目を迎えることから、記念事業として内容を拡大、充実させ、「日本一のもち米^{ごめ}のまち」として、市内外へ広く情報発信を行ってまいります。

森林保全と林業の振興

次に、森林保全と林業の振興について申し上げます。

林業・林産業については、依然厳しい市場状況にあるものの、森林については、地球温暖化の抑制など多面的機能を有する貴重な財産として、健全な育成が必要となっています。

市有林については、森林経営計画に基づき、国の補助事業を活用して計画的な間伐などを進めるとともに、伐採適齢期を迎えた森林が増えていることから、皆伐及び再生林の面積を増加し、自然環境と市有財産の保全に努めてまいります。

民有林については、良好な森林育成の推進に向けて、名寄市森林整備計画の基本方針に基づき、関係機関・団体と連携のもと森林経

営計画を推進するとともに、低コスト化森林施業に向け、国や道の助成制度の活用に加え、市も^{じょかんぼつ}除間伐や造林に対する支援を行ってまいります。

また、森林法の一部改正に伴い、市町村が統一的な基準に基づき、森林に関する情報などを整備し、公表する林地台帳制度が創設されたことから、平成31年4月の公表に向けて準備を進めてまいります。

さらに、「(仮称)北海道林業大学校」については、賛助団体などの拡大に伴い「北海道林業大学校上川地域誘致期成会」に名称を変更し、具体的な提案書を提出するなど誘致活動を行っており、本市としても引き続き、役割を果たしてまいります。

商工業の振興

次に、商工業の振興について申し上げます。

本市の商工業の振興を図るため、一昨年一部を改正した名寄市中小企業振興条例及び施行規則に基づき、市の制度融資などの活用を促進するほか、中小企業の経営基盤強化の支援を行っていくとともに、中小企業者の主体的な取組に基づき、地域経済を牽引する事業者への支援を行ってまいります。平成28年10月から本年度まで3

カ年の事業として実施している「名寄市住宅改修等推進事業」については、今後、移住・定住の推進や空家対策など本市の様々な施策とも連動しながら、住宅改修施策の継続に向けて検討を進めてまいります。

また、今国会で成立した「生産性向上特別措置法」に基づき、中小企業における先端設備などの導入を促進するため、新規取得設備の固定資産税を最大 3 年間ゼロにすることについて、中小企業振興審議会の意見を踏まえ、これに必要な市税条例の一部改正を提案しますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

引き続き、中小企業振興審議会及び商工団体、さらには「産官金なよろ経済サポートネットワーク」と連携しながら、時代の変遷を的確に捉え中小企業者のニーズに沿った施策を推進するとともに、様々な商工振興施策についても支援してまいります。

駅前交流プラザ「よろ一な」については、平成 27 年度から N P O 法人なよろ観光まちづくり協会が指定管理者となり、施設の賑わい創出を含む施設管理業務を行い、本市の新たなコミュニティ醸成の場として、市民に定着してきているところです。

また、商店街については、中心市街地の賑わい創出に向けてよろ

一な取組事業と連携したイベントを行うなど、主体的な取組も見られています。

今後とも、このような取組を積極的に支援していくとともに、名寄商工会議所、なよろ観光まちづくり協会及び各商店街振興組合などと連携し、賑わい創出施策を推進してまいります。

雇用の安定

次に、労働関係について申し上げます。

ハローワークなよろ管内の雇用情勢については、27 カ月連続で前年同月を上回っており、引き続き高い水準を維持しています。

職業別の状況では、特に建設土木技術、医療技術・栄養士などで人材不足の状態が続いています。建設関係団体からは特殊技能労働者の高齢化や若年後継者不足が深刻な問題になっており、地域建設産業の衰退を懸念する声も上がっていることから、これまで以上に建設関係団体や商工団体、教育機関と連携を図り、中小企業振興条例に基づく人材確保につながる支援制度の周知と業界の担い手育成の支援を推進してまいります。

大学・高校などの卒業生の就職支援については、職業体験や現場

見学会などを関係団体、事業所、学校関係者などと連携し実施するとともに、事業所に対する求人要請、求人開拓などを引き続き実施しながら新規学卒者の地元定着につながるような施策を推進してまいります。

また、企業の振興と安定、労働条件の改善、労働力の確保と定着を目的に、市内企業従業員の雇用実態を把握するため、隔年で実施する労働実態調査を本年度実施してまいります。

観光の振興

次に、観光の振興について申し上げます。

平成 24 年度にスタートした名寄市観光振興計画については、観光を取り巻く環境の変化に対応するため、平成 28 年度に戦略事業の見直しを行いました。見直し後の計画については、毎年度、市民検討委員会において進捗状況の評価をいただきながら、さらなる観光振興に向け事業を実施してまいります。

観光関連施設について、計画的な補修や整備を行うなど、多くの皆様に快適にご利用いただけるよう受入環境の充実を図ってまいります。特に、スキー場及び温泉・宿泊施設については、市民の健康

増進を図るとともに、冬季スポーツ拠点化事業の趣旨も踏まえながら、具体的な改修に向け取組を進めてまいります。

“生きる力と豊かな文化を育むまちづくり”

幼児教育の充実

次に、幼児教育の充実について申し上げます。

幼児教育については、平成 29 年 4 月から幼児教育を実施している全ての市内施設が「子ども・子育て支援法」に基づく新制度へ移行し、施設型給付費による運営が実施されていることから、引き続き保護者が安心して預けることのできる環境や、園児を安定して受け入れることのできる体制づくりを支援してまいります。

大学教育の充実

次に、名寄市立大学について申し上げます。

市立大学では、本年度、学校教育法の規定により 7 年に 1 回受審することが義務付けられている認証評価を受審するため、先般、点検評価報告書をはじめとする評価資料を認証評価機関である公益財団法人大学基準協会に提出いたしました。

この制度は、大学の教育研究活動の質を社会に対し保証すること、改善が必要な課題などを提示することにより大学の改善・向上を継続的に支援することなどを目的としており、提出した資料の書面審査、10月に実地調査、12月に評価結果案の提示、その後意見申立期間を経て、3月には評価結果が公表されます。

市立大学としては、評価結果を適合と判定されるよう準備を進めるとともに、この認証評価受審の機会を内部質保証推進の好機ととらえ、将来構想の検証と併せて、教育研究や学生支援、社会連携・社会貢献など様々な分野における改善・向上の取組を進めてまいります。

次に、施設整備について申し上げます。

保健福祉学部再編事業により建築した新棟・5号館は、2月末の引き渡し以降、必要な備品などを整備し、4月から供用を開始しました。1階の売店は4月4日に、学生食堂は4月9日にそれぞれオープンし、多くの学生でにぎわっています。

本年度は、学部再編事業の最終年度として、5号館に機能移転した後の既存施設の改修を行うこととしており、学生食堂移転後の学生

会館 1 階は、学生のラウンジとミーティングルームを整備してまいります。

今後とも、学生が快適で充実したキャンパスライフを送れるよう、計画的に施設整備などを進めてまいります。

生涯スポーツの振興

次に、生涯スポーツの振興について申し上げます。

冬季スポーツ拠点化事業では、本市の自然環境、冬季スポーツ施設や人材などを生かしながら、ジュニアの育成、合宿誘致、冬季版ナショナルトレーニングセンター誘致などの取組を掲げ、冬季スポーツによる地域振興を推進してまいります。

また、平昌冬季オリンピック・パラリンピックでは、多くの日本人選手が活躍したことにより、中央競技団体を中心に冬季版ナショナルトレーニングセンターの設置を強く望む声が高まり、注目が集まっているところです。

本市では、誘致に向けた取組として、日本スポーツ振興センターや北海道からアドバイスをいただき、市立総合病院や市立大学などの機能を生かしてジュニア選手が育成できる環境整備を進めてまい

ります。

また、本年度は冬季スポーツの先進国であるフィンランド共和国のヴォカティオリンピックトレーニングセンターに市民視察団を派遣してトレーニング環境などについて学び、将来的な冬季版ナショナルトレーニングセンターの誘致につなげてまいります。

以上、市政執行に対する私の所信と基本的な考え方を申し上げました。

市議会議員の皆様、並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます、平成30年度の市政執行方針といたします。